

高森町子どもいじめ防止条例（案）

逐条解説

前文

子どもは、町の未来の希望であり、子どもが健やかに成長することは町民すべての願いです。いま、大きな社会問題となっているいじめは、子どもの心身の健やかな成長を妨げるばかりか、今後の子どもの生き方にも深刻な影響を与えます。こうしたいじめから子どもたちを守るためには、発達途上にある子どもたちの人間関係において、いじめは、いつでも、どこでも、だれにでも起こり得るという共通認識にたち、学校だけでなく、社会全体で、子どもが健やかに成長できる環境を整えていく必要があります。

平成20年12月に、高森中学校では、生徒会が中心となって「小原ヶ丘憲法」を制定し、以来、全校でいじめのない学校づくりに取り組んでいます。

深刻化するいじめの問題に対し、町では、「小原ヶ丘憲法」に託した生徒の想いを町民の皆さんと共有し、『いじめは絶対に許さない』という姿勢を明確に示すとともに、いじめをなくす対策を町ぐるみで推進するため、この条例を制定します。

【解説】

いじめは、子どもの健やかな成長に深刻な影響を与える行為であり、「小原ヶ丘憲法」の理念を町民の皆さんと共有し、町全体でいじめの防止に取り組むことを表明するとともに、その対策を講じるため、条例を制定すると述べています。

(目的)

第1条 この条例は、子どものいじめの問題に対する基本理念及び役割等を明らかにし、いじめの未然防止及び解決を図るための基本的事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とします。

【解説】

いじめを防止し、解決を図ることは、子どもが学校や地域で安心して過ごすために欠かせない要素です。しかし、学校の取り組みだけで対応するには困難なケースもあり、町、学校、保護者、地域社会、関係機関等が協働して、いじめの問題に取り組むことが必要となっています。そこで、いじめの問題に対する基本理念やそれぞれの役割等を明確に示し、いじめの未然防止及び解決を図るための基本的事項を定めることにより、町全体で、子どもが安心して生活し、学べる環境をつくることを目的としています。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語は、次の各号に掲げる定義によります。

- (1) いじめ 子どもが一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものを

	いいます。
(2) 子ども	町内の小学生及び中学生をいいます。
(3) 学校	町内の小学校及び中学校をいいます。
(4) 地域社会	町内に居住する者又は町内に勤務する者、町内の自治組織及び団体並びに町内で事業を営んでいる個人及び法人をいいます。
(5) 関係機関等	児童相談所、警察署など、子どものいじめの問題の対応に関わる外部機関をいいます。
(6) 関係者	いじめに関わる学校関係者、当事者、保護者等をいいます。

【解説】

第 1 号の「いじめ」の定義は、文部科学省に準じた定義です。文部科学省では、いじめの態様として、冷やかし、からかい、悪口、脅し、仲間はずれ、集団による無視、暴力、持ち物の損壊、強要、パソコンや携帯電話による誹謗中傷などをあげています。

第 2 号の「子ども」については、小・中学生の義務教育年齢に限定しています。これは、町の所管であることや、年代別にみると、全国的に中学生のいじめの認知率が最も高く、次いで小学生が高いことから、この段階で早期発見、早期対応に結びつけるため、小・中学生としています。

ただし、未就学児や高校生のいじめについて、通報や相談があった場合には、教育相談室や子育て支援センター等で相談に応じるとともに、関係者や関係機関等につなげるなど、それぞれの事情に応じ、適切な措置を講じます。

第 4 号の「地域社会」とは、地域社会を構成する町内に居住又は勤務する人、町内の自治組織や団体、町内で事業を営む個人や法人をいいます。

第 6 号の関係者とは、学校関係者、いじめられた子若しくはいじめた子又はその双方の保護者のほか、いじめの真相や事実を知り得た者も含まれます。

(基本理念)

第 3 条 町、学校、保護者、地域社会及び関係機関等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるため、それぞれの役割等に基づき、主体的かつ協働して、いじめの未然防止及び解決に取り組みます。

2 子どもは、自分を大切に想い、互いに相手を尊重して、豊かな人間関係を築きま

【解説】

第 1 項は、町、学校、保護者、地域社会及び関係機関等が協働していじめの未然防止及び解決に取り組み、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりをめざすことを明示しています。

第 2 項は、子ども自身も、いじめは自分たちが乗り越えなければならない課題ととらえ、いじめをなくすために、常日頃から豊かな人間関係を築くことの大切さを述べています。

なお、条文中に「自分を大切に想い」とあるのは、まず、自分自身を大切に「自己肯定感」を高め持つことが、相手を尊重する心の芽生えにつながるということを意味しています。

(町の役割)

第4条 町は、子どものいじめの未然防止及び解決を図るために必要な施策を講じます。

【解説】

町は、子どものいじめを未然に防止するため、町民の皆さんに対し、広報、講演会、学習会等をとおして、いじめに関する啓発活動や人権教育を行います。合わせて、子どもの自己肯定感を育む子育て支援として、「子育て元気アップ講座」や「ペアレント・トレーニング」等を行うとともに、子どもたちが、命の尊さを学ぶ「いのちの講座」を実施します。

また、いじめに関する相談体制として、電話相談、個別面談及び家庭訪問等の充実（同条第8条）に努めるほか、いじめの通報や相談を受けた場合には、速やかに学校へ連絡し、事実関係の究明にあたるとともに、学校及び保護者と連携していじめの解決にあたります。一方、深刻ないじめに対しては、いじめ防止専門委員会の調査結果や助言に基づき、関係者に是正を要請するほか、専門家の派遣等による必要な支援や、関係機関等との連携による適正な措置を講じるものとします。（同条第9条・第10条・第12条）さらに、臨床心理士や教育相談員が学校を巡回し、当事者の心のケアにあたります。

(学校の役割)

第5条 学校は、子どものいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見、早期対応及び継続した見守りに努めます。

- 2 学校は、いじめを認知した場合は、速やかに町に報告し、町及び保護者と連携して、いじめの解決にあたります。
- 3 学校は、保護者及び地域社会に対して、個人情報取り扱いに十分に配慮し、いじめの現状及び対策に関する情報を提供します。

【解説】

いじめは、学校で発生する重大な教育課題として、第一に、教職員が常に危機意識を持ち、課題を共有しながら、体系的にいじめの問題に取り組む必要があります。

そのため、第1項では、まず、各学校で、いじめ対策委員会を核としたチーム体制を構築し、「いじめ対応マニュアル」を基本に、教職員による校内研修の徹底、道徳の授業や学級活動での人権教育及びいじめ防止教育の実施、保護者むけの研修会の開催など、学校全体でいじめの未然防止に取り組むとしています。また、定期的なアンケート調査等による見落としのないいじめの早期発見と、チーム体制による早期対応に努めるほか、スクールカウンセラー等による心のケアや継続した見守りにも配慮することを明記しています。

第2項は、いじめを認知した場合は、隠蔽することなく、速やかに町に報告することを

義務づけるとともに、町と連携を密にしながら、保護者の理解や協力のもとに、いじめの解決にあたるとしています。

第 3 項については、保護者及び地域社会の理解や協力を得るためには、いじめの実態を正確に伝えることが前提条件となります。個人情報の保護を最優先にしつつ、学校便りや PTA の会合等を介して、いじめの現状や取り組み状況等に関する情報を提供するように定めています。

(保護者の役割)

第 6 条 保護者は、子どもに対して、いじめは許されない行為であることを教えます。

2 保護者は、子どもの様子及び行動の変化に配意し、いじめを察知したときは、速やかに、町又は学校に連絡、相談します。

3 いじめが発覚した場合には、学校と相互に連携して、解決にあたります。

【解説】

いじめの問題に対して保護者の役割は極めて重要です。

第 1 項では、保護者は日頃から家庭内で、いじめは人として絶対に許されない行為であることを教えていく必要性を明記しています。

第 2 項は、学校だけでは、いじめの実態をすべて把握することはできないことから、子どもにとって、最も信頼できる家庭での見守りをお願いするとともに、いじめを察知した場合には、速やかに町や学校に連絡し、早期解決をめざすように求めています。

第 3 項は、いじめが発覚した場合には、いじめられている子ども及びいじめている子どもの双方の保護者はもとより、いじめのケースによっては、他の保護者にも、子どもたちのより良い人間関係の改善に協力をいただくようお願いしています。

(地域社会の協力)

第 7 条 地域社会は、子どもに対する見守り、声掛けを行うほか、それぞれの活動及び行事を通じて、子どもの健全育成に協力します。

2 地域社会は、いじめを発見したときは、速やかに、町又は学校に情報を提供します。

【解説】

第 1 項は、地域社会を構成する町民、自治組織、事業者等に対して、子どもへの見守りや声掛けをお願いするとともに、地域等の活動や行事を通じて、子どもの健全育成に協力を求めるものです。

第 2 項は、いじめを発見したときは、速やかに、情報の提供に協力を頂くようお願いしています。

(相談体制の充実)

第 8 条 町は、保護者及び地域社会からの連絡又は相談に応じる体制づくりに努めます。

2 学校は、子どもが、いつでも安心して相談できる環境を整えます。

【解説】

第 1 項には、教育委員会事務局、教育相談室、子育て支援センターによる電話相談、個別面談及び家庭訪問が該当します。町は、相談体制の充実に努めるとともに、県の「24 時間いじめ相談ダイヤル」や「子どもの教育に関する相談」と合わせ、広報・CATV・ホームページ等で周知・徹底を図ります。

第 2 項は、子どもにとって最も身近な担任教師を中心に、全教職員が、常に子どもに声をかけるように心がけるとともに、気になる子どもには、担任教師をはじめ、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、特別支援教育専門員等が個別に話を聞くなど、学校全体で、子どもが安心して相談できる環境づくりに取り組むことを明記しています。

なお、いじめの相談があった場合又はいじめを察知した場合には、速やかに、いじめ対策委員会を開き、いじめの事実を教職員間で共有するとともに、学校が一体となって早期対応に努めるものとします。

(いじめ防止専門委員会の設置)

第 9 条 町は、深刻ないじめについて、専門家による客観的な立場からの調査、審議、調整及び助言を行うため、高森町いじめ防止専門委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

【解説】

深刻ないじめとは、学校で解決できない場合や悪質な場合をいいます。

委員としては、臨床心理士及び発達障がい専門家等が考えられます。なお、必要に応じ、町の顧問弁護士に相談するケースも想定されます。

(委員会の所掌事項)

第 10 条 委員会は、町の要請に基づき、深刻ないじめに関する調査、審議又は関係者との調整を行います。

2 委員会は、町に対して調査、審議又は調整の結果を報告し、必要な是正又は支援のあり方を助言します。

3 委員会は、前 1 項に規定する事項を行うために必要と認めたときは、関係者に対して、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができます。

【解説】

第 1 項は、町から要請のあった深刻ないじめの事案について、専門的な立場から調査、審議を行うとともに、関係者と調整を行うように定めています。

第 2 項は、町に対して、調査等の結果を報告するとともに、関係者に対する是正や支援のあり方について助言することを求めています。

第 3 項は、調査及び審議等をする際に必要があるときは、関係者に対して、資料の提出や説明などの協力を求めることができると定めています。なお、「その他必要な協力」とは、現場確認への協力などが考えられます。

(委員会の組織等)

第 11 条 委員会の委員は、5 人以内とします。

- 2 委員は、子どもの問題行動に精通した者並びに子どもの発達及び心理に理解があり、豊かな経験を有する者から、町長が委嘱します。
- 3 委員の任期は 2 年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- 4 委員は再任することができます。
- 5 委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

【解説】

第 2 項は、子どもに関する学識及び子ども支援の経験を有する者から、町長が委嘱するとしています。具体的には、臨床心理士及び発達障がいの専門家等が考えられます。

第 5 項では、委員は、その職務を遂行するうえで知り得た個人情報を漏らしたり、利用してはいけないことを明記しています。

(是正及び支援措置)

第 12 条 町は、委員会の調査、審議等の結果及び助言を受け、関係者に対して是正の要請又は必要な支援を行います。

- 2 是正の要請を受けた関係者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。
- 3 町は、委員会の調査等の結果及び助言を踏まえ、いじめを解決するために必要があると認めるときは、関係機関等と連携し、適切な措置を講じます。
- 4 町は、是正の要請若しくは必要な支援又は適切な措置を行ったときは、その執行内容、関係者の対応状況及び結果等を委員会に報告します。

【解説】

第 1 項は、町は、深刻ないじめに対する委員会の調査等の結果や助言をもとに、関係者に対して是正の要請や必要な支援を行うことを明示しています。必要な支援とは、是正にむけた専門家の派遣や個別相談等をいいます。

第 2 項は、是正の要請を受けた関係者に対し、改善のための必要な措置をとるよう求めています。

第 3 項は、委員会の調査等の結果及び助言を踏まえ、いじめを解決するために必要があ

ると認めるときは、警察に援助を求めるなど、関係機関等との連携により適切な措置を講じるものとしています。

第 4 項は、町は、是正等の執行内容、是正の要請等を受けた関係者の対応状況や結果等を委員会に報告するように定めています。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。